

裁 決 書

審査請求人 住所 [REDACTED]

氏名 [REDACTED]

処 分 庁 名古屋市千種区社会福祉事務所長

審査請求人（以下、「請求人」という。）が平成 30 年 7 月 31 日に提起した、処分庁による平成 30 年 7 月 13 日付け生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号。以下、「法」という。）第 25 条第 2 項に基づく 4 件の保護変更申請却下処分（以下、これらの処分を「原処分」と総称する。）に係る審査請求について、次のとおり裁決します。

主 文

本件審査請求を認容し、原処分を取り消す。

事案の概要

- 1 請求人は、平成 28 年 10 月 27 日より名古屋市千種区で生活保護の受給を開始した。
- 2 平成 29 年 7 月 6 日、請求人は処分庁職員に対し、[REDACTED]への通院について、主治医から勧められているため、タクシーによる通院移送費の支給を認めてほしい旨を伝えた（口頭申請 1）。処分庁職員は、処分庁内で検討の上、結果を伝える旨説明した。
- 3 同年 8 月 22 日、処分庁は請求人あて移送にかかる給付要否意見書を送付した。
- 4 同年 9 月 4 日、処分庁は [REDACTED] から、移送の給付を必要としない旨が記載された給付要否意見書を受理した。
- 5 同日、処分庁は請求人のタクシー移送費の支給についてケース診断会議を開催し、上記 4 による意見書の内容に基づいて、[REDACTED]へのタクシーによる移送を認めない決定をした。
- 6 同月 5 日、請求人は処分庁職員に電話で意見書の結果を問い合わせた。処分庁職員は、タクシーは必要としないとの回答であった旨伝えた（口頭回答 1）。
- 7 同日、請求人は処分庁職員に再度電話し、同月 11 日に [REDACTED] へ受診する際に、再度タクシー移送について相談するので、その際に処分庁職員に同席してほしいと伝えた。
- 8 同月 11 日、処分庁職員は請求人の受診に同行し、[REDACTED] を訪問した。請求

人はタクシーによる通院の必要性を訴えた（口頭申請2）。主治医からは「外出時の危険は多いが、同じ病名で請求人より症状が重い人でも公共交通機関を使用しているため、絶対にタクシーを使わなければならないということはないと思う」との回答があつた。

- 9 同日、処分庁は [REDACTED] に対する移送の給付要否意見書を発行した。
- 10 同月20日、処分庁は [REDACTED] から、タクシーによる移送の給付を必要とする旨が記載された給付要否意見書を受理した。
- 11 同月29日、処分庁は請求人のタクシー移送費の支給についてケース診断会議を開催し、上記7による主治医意見と上記9による意見書を勘案の上、[REDACTED]へのタクシーによる移送を認めないとすることを決定した。
- 12 同年10月3日、処分庁職員は請求人に電話し、タクシーによる移送費の支給は認められない旨を伝えた（口頭回答2）。その際、請求人からは、[REDACTED]の主治医の指示で瀬戸市にある、[REDACTED]へ通院することになったと報告があつた。
- 13 同年12月8日、請求人は処分庁職員に電話し、同年9月から通院している瀬戸市の [REDACTED] へ通院するためのタクシ一代を認めてほしいと伝えた（口頭申請3）。処分庁職員は、主治医に意見を求め、処分庁内で検討する旨伝えた。
- 14 同月18日、処分庁は、[REDACTED] からタクシーによる移送の給付を必要とする旨が記載された給付要否意見書を受理した。
- 15 同月27日、処分庁は請求人のタクシー移送費の支給についてケース診断会議を開催し、[REDACTED]へのタクシーによる移送を認めないとすることを決定した。
- 16 同月28日、処分庁職員は請求人に電話し、[REDACTED]へのタクシーによる移送費の支給は認められない旨を伝えた（口頭回答3）。
- 17 平成30年5月23日、請求人は処分庁職員に電話し、[REDACTED]へ通院するためのタクシ一代を認めてほしいと伝えた（口頭申請4）。処分庁職員は、主治医から意見書が届き次第検討する旨説明した。
- 18 同月24日、処分庁職員は請求人宅へ移送にかかる給付要否意見書を投函した。
- 19 同月31日、処分庁は、[REDACTED]からタクシーによる移送の給付を必要とする旨が記載された給付要否意見書を受理した。
- 20 同年6月7日、請求人は処分庁職員に電話し、[REDACTED]へ通院するためのタクシ一代を認めてほしいと主張し、却下通知を出さないのは行政の怠慢だと訴えた。
- 21 同年6月26日、処分庁職員は、[REDACTED]に電話し、主治医の [REDACTED] 医師にタクシー移送について確認し、他の方法で来院できるのであれば、タクシーでなければならないことはない旨を聞き取った。
- 22 同年7月13日、処分庁は請求人のタクシー移送費の支給についてケース診断会議を開催し、[REDACTED]へのタクシーによる移送を認めないとすることを決定した。
- 23 同月17日、処分庁は上記17を保護変更申請とみなし、却下通知書を請求人あて送

付した（以下、「原処分④」とする）。あわせて、上記6、12及び16についても、却下通知書を請求人あてに送付した（それぞれ原処分①、②及び③とする）。

23 同月31日、請求人は愛知県知事宛て原処分①ないし④にかかる審査請求を行った。

24 同年12月26日、処分庁は、平成28年11月から平成29年9月までの間における、
[REDACTED]への市バス利用分による通院移送費を支給する旨の保護変更決定処分をした。

25 平成31年1月18日、審査庁は愛知県行政不服審査会に対し、本件審査請求について「原処分は不適法であることから、行政不服審査法（平成26年法律第68号（以下、「行審法」という。））第46条第1項の規定により取り消されるべきである」との意見を付した上、当該審査請求について諮詢した。

26 平成31年2月22日、処分庁は、原処分①～④とは別の申請に基づく処分として、平成29年9月から平成30年10月までの、[REDACTED]への公共交通機関利用分の通院移送費を支給する旨の保護変更決定処分をした。

27 令和元年7月31日、愛知県行政不服審査会は、本件審査請求について、「原処分は取り消されるべきであるとする審査庁の主張は妥当ではなく、棄却されるべきである」との答申を審査庁へ提出した。

審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

原処分の取消しを求め、タクシー移送による通院移送費の支給を求める。

自分も子供も通院中であり、付き添いや遠方への通院で交通費がかさむことを承知しているはずの処分庁から、通院移送費の支給について案内もなく、何度も相談してもかかわらず、長期間にわたって放置され、通院移送費が支給されていない。

主治医が認めているにも関わらず、タクシーによる移送費の支給を認めない処分庁の取扱いは不当である。

2 処分庁の主張

本件審査請求の棄却を求める。

医療機関への通院にかかるタクシー移送の給付については「生活保護法による医療扶助運営要領について」（昭和36年9月30日付社発第727号厚生省社会局長通知。以下「医療扶助運営要領」という。）第3の9(2)ア及びイに規定されている。

アにおいては、「医療機関に電車・バス等により受診する場合で、当該受診に係る交通費が必要な場合」とされており、イにおいては「被保護者の傷病、障害等の状態により、電車・バス等の利用が著しく困難な者が医療機関に受診する際の交通費が必要な場合」とされている。

原処分①ないし④については、いずれも医療扶助運営要領第3の9(2)イの要件に該当するものではないと判断したものである。

ただし、医療扶助運営要領の第3の9(2)アに該当するかどうかは、処分庁として受診を認めていたため、支給対象となると判断し、原処分①ないし④に関する決定通知書に、公共交通機関での移送費支給は行う旨を記載したところである。

なお、請求人からは、本件審査請求にかかる口頭申請①ないし④とは別の申請として、平成28年10月から平成30年10月までの公共交通機関利用分の医療移送費の申請がされており、処分庁において本件審査請求にかかる原処分とは別個の処分として、それぞれ移送費は支給済みである。

原処分①ないし③について、決定通知書の送付が遅れた理由は、請求人からの申請が口頭であったため、決定についても口頭で伝えていたものであるが、請求人の申請に対する決定が行われた事実がないと本件審査請求のような事後の権利主張が行えないため、相当期間が経過後ではあるが、決定通知書を交付したものである。

以上のとおり、本件処分に違法及び不当な点はなく、本件審査請求は棄却されるべきである。

理由

1 本件に係る関係法令等の規定について

(1) 法第24条第1項は、「保護の開始を申請する者は、(中略)申請書を保護の実施機関に提出しなければならない。ただし、当該申請書を作成することができない特別の事情があるときは、この限りでない。」とし、同条第3項は、「保護の実施機関は、保護の開始の申請があったときは、保護の要否、種類、程度及び方法を決定し、申請者に対して書面をもって、これを通知しなければならない。」と定めており、同条第9項により、これらの規定を保護変更申請について準用するとしている。

(2) 医療機関への通院にかかる移送の給付については、「医療扶助運営要領」第3の9に規定されている。

まず、医療扶助運営要領第3の9(1)では、移送費の支給につき「傷病等の状態に応じて経済的かつ合理的な経路及び交通手段によって行う」とされ、「同一の病態にある当該地域の他の患者との均衡を失しないようにする」とされている。

また、移送費の給付の範囲については、同(2)において「ア 医療機関に電車・バス等により受診する場合で、当該受診に係る交通費が必要な場合」、及び「イ 被保護者の傷病、障害等の状態により、電車・バス等の利用が著しく困難な者が医療機関に受診する際の交通費が必要な場合」に、給付の範囲に含まれるとしている。

そして、給付手続きにおいて医療扶助運営要領第3の9(3)は、「給付要否意見書

(移送)により主治医の意見を確認するとともに、その内容に関する嘱託医協議及び必要に応じて検診命令を行い、福祉事務所において必要性を判断」するとされている。

2 原処分の適法性について

(1) 口頭申請の範囲について

本件では原処分①ないし④について、処分庁は、請求人から「タクシーによる医療移送費の支給」を求める保護変更申請があったものとして取扱っていると認められる。

ところで、生活保護制度における給付内容の複雑さを考慮すると、申請者が給付の内容を詳細に把握し、当該世帯に必要な保護を制度に則って的確に申請することは困難であり、であればこそ、法第24条第3項は保護の要否、種類、程度及び方法の決定を保護の実施機関に委ねていると解される。

処分庁は、請求人の本件の保護変更申請を「タクシーによる医療移送費の支給」申請と狭義に理解し、「公共交通機関による医療移送費の支給」に関しては別途何らかの保護変更申請が必要であるとの立場をとっているかのようであるが、保護の実施機関がこのような立場をとる限り、申請者は求める保護についての決定を受けるまでに何度も申請を繰り返すことになることが想定され、本件における申請が口頭により行われたこともあわせて考慮すると、このような取扱いを法が予定しているとは到底考えることはできない。

仮に請求人が、タクシーによる医療移送費の支給を求めて申請し、処分庁がタクシーによる移送の必要を認めなかったとしても、公共交通機関による医療移送費の支給については処分庁もその必要性を認めるところであるから、当該申請を却下するのではなく、必要な書類の提出について助言等を行い、公共交通機関による医療移送費の支給等、法第24条第3項による「保護の程度」を決定すべきである。

原処分はこうした視点を欠いており、請求人の求める給付の内容を限定して捉え、限定した内容での給付についてのみ検討した結果と考えられるが、このような取扱いは、法第24条第9項により準用される同条第3項の規定に反していると考えられる。

この点について、愛知県行政不服審査会の答申では、「原処分に係る申請の内容は、タクシー以外の他の交通手段を含めた包括的なものではなく、タクシーによる通院移送費の支給を求めるもの」と認定している。しかしながら、確かに請求人の主眼にあったのはタクシーによる通院移送費の支給であったと考えられるが、前述のとおり、保護変更申請をそのように限定的にとらえるべきではなく、また、請求人の申請がタクシーによる通院移送費以外については排除する趣旨であったという事情も認められない。したがって、本件における請求人の保護変更申請の内容を

「タクシーによる通院移送費の支給を求めるもの」と限定して捉える愛知県行政不服審査会の判断については、審査庁において採用することができない。

なお、請求人より提出された関係書類などからすれば、通院に付き添っている請求人の子の通院移送費についても支給を求めているとも考えられる。本件では申請が口頭によるものであったが、その申請に対して処分庁が決定するに当たっては、付き添いによる通院移送費の要否なども含め、その申請内容を明らかにした上で判断すべきことを付言する。

(2) タクシーによる医療移送の当否について

上記(1)のとおり、原処分は不当なものであるため、取り消されるべきものと判断されるが、請求人からの主張の主眼がタクシーによる通院移送費にあることに鑑み、タクシーによる医療移送費の支給に関して、処分庁が行った却下決定の判断内容の当否についても、念のため検討する。

医療移送費の給付について、医療扶助運営要領第3の9(1)では「傷病等の状態に応じて経済的かつ合理的な経路及び交通手段によって行う」とされ、「同一の病態にある当該地域の他の患者との均衡を失しないようにする」とされている。また、通院移送費の給付の範囲については、同(2)において「ア 医療機関に電車・バス等により受診する場合で、当該受診に係る交通費が必要な場合」、及び「イ 被保護者の傷病、障害等の状態により、電車・バス等の利用が著しく困難な者が医療機関に受診する際の交通費が必要な場合」に、給付の範囲に含まれるとしている。

そして、給付手続きにおいては、医療扶助運営要領第3の9(3)は、「給付要否意見書(移送)により主治医の意見を確認するとともに、その内容に関する嘱託医協議及び必要に応じて検診命令を行い、福祉事務所において必要性を判断」するとされている。

以上を総合すると、本件におけるタクシーによる通院移送費支給の可否は、主治医の意見により請求人の病態を確認し、その内容に関する医学的所見については嘱託医に意見を求め、必要に応じて検診命令を行った上、処分庁において判断される。そしてその判断にあたっては、主治医の医学的所見は、当然ながら当該主治医が治療を担当する範囲を超えない部分についてのものであるから、主治医の医学的所見以外に加味すべき病状や公共交通機関による通院を阻害する諸要因を考慮した上で、請求人にとって公共交通機関による移送が「著しく困難」であるか、また、タクシーによる移送が経済的かつ合理的な手段といえるか、同一の病態にある当該地域の他の患者との均衡を失しないかといった点について処分庁において個別・具体的に検討が行われるべきものである。

処分庁は原処分①ないし④それぞれの時点において、申請時における請求人の病状や歩行の自立など、必要な情報の一部については検討の基礎としていることが認

められる。また、各申請のたびに通院先である病院の医師が作成した給付要否意見書を徵取し、必要に応じて当該医師に再聴取するなど、請求人における医学的所見は考慮していると認められる。しかしながら、いずれの原処分も、公共交通機関を利用した場合に想定される具体的な経路を考慮している様子はなく、その経路を利用した場合に請求人にかかる負担の有無・程度も検討されていないなど、請求人の公共交通機関による通院が、どの程度「困難」であるかを個別・具体的に検討した形跡は認められない。そうすると、原処分①ないし④は、いずれも必要な検討を欠いた瑕疵ある処分であると言わざるを得ない。

この点について、愛知県行政不服審査会は「タクシーによる移送を必要としないと判断する場合には、当然に、被保護者の住所地と医療機関との位置関係を基に、他の方法による移送が可能であるとの判断が不可欠であるから、主治医の意見やケース診断会議における判断においても、上記の位置関係を基にした公共交通機関による移送の可否及び困難性を考慮した上で、タクシーによる移送を必要としないとの結論に至ったものと考えられる」としているが、ケース記録及びケース検討表など処分庁より提出された記録を精査しても、そのような考慮がされたとは認定することができず、審査庁においては採用できない。

3 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由があることから、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第46条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

なお、本件審査請求を認容し、原処分を取り消すことにより、処分庁においてはあらためて口頭申請①ないし④について、申請に対する決定を行うこととなるが、その際には前述のとおり、申請の内容を十分に明らかにした上、法の趣旨に基づき、適切に医療移送費の支給の必要性について検討するよう申し添える。

令和2年1月7日

愛知県知事 大村秀章

